令和8年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設に対し、食材料費の負担軽減を図ることで、施設運営の安定化及びサービス水準の維持を図る。 ②補助金 ③・養護老人ホーム 7,000円 × 2回 × 195人 ＝ 2,730,000円 ・生活支援ハウス 7,000円 × 3回 × 31人 ＝ 651,000円 合計：3,381,000円 ④市内の高齢者福祉施設及び当該施設の入所者	R8.4	R8.6
2	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者福祉サービス施設等物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス施設等に対し、食材料費の負担軽減を図ることで、施設運営の安定化及びサービス水準の維持を図る。 ②補助金 ③・入所系（療養介護、入所支援、共同生活援助 等） 7,000円 × 2回 × 1,011人 × 0.7※ ＝ 9,907,800円 ・通所系（生活介護、自立訓練、就労支援 等） 2,000円 × 2回 × 1,996人 × 0.7※ ＝ 5,588,800円 ・通所（市単独：日中一時支援、地域活動支援センター） 2,000円 × 4回 × 112人 × 0.7※ ＝ 627,200円 合計：16,123,800円≒16,124,000円 ※(食事提供施設)/(市内の障碍者福祉サービス施設)＝0.7 ④市内の障害福祉サービス施設等及び利用者	R8.4	R8.7
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険施設等物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている介護保険施設等に対し、食材料費の負担軽減を図ることで、施設運営の安定化及びサービス水準の維持を図る。 ②補助金 ③・入所施設（特養、老健、グループホーム等） 7,000円 × 2回 × 定員数2,042人 ＝ 28,588,000円 ・通所施設 2,000円 × 2回 × 定員数2,736人 ＝ 10,944,000円 合計：39,532,000円 ④市内の介護保険施設等及び利用者	R8.4	R8.6
4	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	自治会集会所省エネ設備更新支援事業	①物価高騰の影響を受けている自治会集会所において、省エネ設備（エアコン、LED照明等）への更新を支援することで、光熱費負担の軽減及び地域活動の維持を図る。 ②補助金、事務費 ③・補助金 1,500,000円 × 60自治会 ＝ 90,000,000円 ・事務費（人件費、消耗品、通信運搬費等） 6,600,000円 合計：96,600,000円 ④市内の自治会及び集会所	R8.4	R9.3
5	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電購入支援事業	①物価高騰の影響を受けている市民に対し、省エネ家電（エアコン、冷蔵庫、テレビ、給湯機、LED照明等）の導入を支援することで、電気料金の負担軽減及び家庭における省エネルギーの推進を図る。 ②補助金、事務費 ③・補助金 ・エアコン　25,000円 × 1,000件 ＝ 25,000,000円 ・冷蔵庫　25,000円 × 850件 ＝ 21,250,000円 ・テレビ　25,000円 × 950件 ＝ 23,750,000円 ・給湯機　35,000円 × 500件 ＝ 17,500,000円 ・LED照明　5,000円 × 500件 ＝ 2,500,000円 合計：90,000,000円（①） ・事務費　20,700,000円（人件費、消耗品費、通信運搬費等）（②） 合計：110,700,000円（①＋②） ④市内で対象家電を購入した市民	R8.4	R9.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業資材価格高騰対策機械導入緊急支援事業	①物価高騰の影響を受けている農業者に対し、省力化機械の導入を支援することで、資材費高騰の影響を緩和し、農業経営の安定化を図る。 ②補助金 ③ ・認定農業者等 1,200,000円 × 1/2 × 120件 ＝ 72,000,000円 ・JA 5,000,000円 × 1/2 × 2件 ＝ 5,000,000円 合計：77,000,000円 ④市内の農業者	R8.4	R9.3

令和8年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	園芸ハウス用燃油価格高騰対策緊急支援事業	①物価高騰の影響を受けている施設園芸農家に対し、燃油価格高騰分の一部を支援することで、農業経営の安定化を図る。 ②補助金 ③・A重油（施設園芸用燃油）（補助率：1/4以内） 加入コース　契約数量　積立金単価　市補助率 115%　255,500ℓ × 14.1円 × 1/4以内 ＝ 900,637円 130%　880,000ℓ × 28.2円 × 1/4以内 ＝ 6,204,000円 150%　524,740ℓ × 47.1円 × 1/4以内 ＝ 6,178,813円 170%　1,188,000ℓ × 65.9円 × 1/4以内 ＝ 19,572,300円 合計：32,855,750円（①） ・灯油（補助率：1/4以内） 115%　3,000ℓ × 15.0円 × 1/4以内 ＝ 11,250円 130%　16,000ℓ × 29.9円 × 1/4以内 ＝ 119,600円 150%　68,500ℓ × 49.9円 × 1/4以内 ＝ 854,537円 170%　143,000ℓ × 69.8円 × 1/4以内 ＝ 2,495,350円 合計：3,480,737円（②） 合計：36,336,487円≒36,337千円（①＋②） ④市内の施設園芸農家及び関係団体	R8.4	R9.3
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰対策緊急支援事業	①物価高騰の影響を受けている畜産農家に対し、飼料費の負担軽減を図ることで、畜産経営の安定化を図る。 ②補助金 ③・配合飼料価格安定制度加入者 26,000t × 200円 × 2年 ＝ 10,400,000円 ・同制度未加入者 4,000t × 200円 × 2年 ＝ 1,600,000円 合計：12,000,000円 ④市内の畜産農家	R8.4	R9.3
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産粗飼料価格高騰対策緊急支援事業	①物価高騰の影響を受けている畜産農家に対し、粗飼料費の負担軽減を図ることで、畜産経営の安定化を図る。 ②補助金 ③・乳用牛　24,000円 × 280頭 ＝ 6,720,000円 ・肥育牛（黒毛）　17,000円 × 320頭 ＝ 5,440,000円 ・肥育牛（交雑）　9,000円 × 60頭 ＝ 540,000円 合計：12,700,000円 ④市内の畜産農家	R8.4	R8.6
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	優良肥育子牛導入緊急支援事業	①物価高騰の影響を受けている畜産農家に対し、優良肥育子牛の導入を支援することで、生産性の向上及び経営の安定化を図る。 ②補助金 ③・100,000円 × 42頭 ＝ 4,200,000円 合計：4,200,000円 ④市内の畜産農家	R8.4	R9.3
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業用燃油価格高騰対策緊急支援事業	①物価高騰の影響を受けている漁業者に対し、燃油費の負担軽減を図ることで、漁業経営の安定化を図る。 ②補助金、事務費 ③・燃油購入助成 （漁協正組合）10円/ℓ × 277,800ℓ ＝ 2,778,000円 ・事務費（人件費、通信運搬費等） 765,000円 合計：3,543,000円 ④市内の漁業者及び関係団体	R8.4	R9.3

令和8年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
12	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費管理事務	①物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、市立小中学校における児童生徒分の学校給食費を無償とするもの。 また、市立小学校における学校給食費については、給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国及び県の基準額に基づく支援額を超える部分について、交付金を充当する。 ②賄材料費 ③285,699千円 ・小学校　18.5円(※1)×191回×6,959人(※2)＝ 24,590千円 ・中学校　389円　×192回×3,496人(※2)＝261,109千円 ※1：1食あたり単価(318円)から国支援基準額(299.5円)を除いた額 ※2：生活保護世帯を除いた児童生徒数 ④市立小中学校 ※教職員分の給食費は含まれていない。 ＜国支援基準額について＞ 国支援基準額（5,200円/月）については、「学校給食実施状況調査」における平均月額（年間の食材費相当額を11か月で除した額）をベースに定められている。これを諫早市における1食単価に換算すると、 5,200円×11月÷191回＝299.48円 となる。	R8.4	R9.3
13	①食料品の物価高騰に対する特別加算	キャッシュレス決済ポイント還元事業（R7補正分）	①食料品価格等の物価高騰の影響により市内経済が大きな影響を受けているため、市内でキャッシュレス決済を利用した際のポイント還元を行うことで、消費者の負担軽減及び消費拡大による地域経済の活性化を図るとともに、キャッシュレス決済を推進することによるデジタル化を促進する。 ②ポイント付与額、利用料 ③・ポイント付与額：38,930,312円 ・プラットフォーム利用料：3,425,867円（ポイント付与額×8% 消費税込） 合計42,356,179円 ④キャッシュレス決済利用者	R8.4	R8.9
14	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業緊急資金繰り支援事業	①原油価格高騰等に影響を受ける市内中小企業者に対し、資金繰りを支援することで、影響の緩和及び事業の安定化を図る。 ②給付金、事務費 ③・給付金（融資額の利子（1.6%）1年分相当） 融資額平均25,000千円×1.6%×150件＝60,000,000円 ・事務費（人件費、共済費、消耗品、通信運搬費等） 2,000,000円 合計：62,000,000円 （財源内訳：臨時交付金 61,286千円　一般財源 714千円） ④以下の⑴⑵に該当する者 ⑴中小企業者（本市に本社を有する法人または本市に住民登録がある個人事業主） ⑵セーフティネット5号の認定を受け、長崎県の「緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）の融資を受けていること	R8.6	R9.3
15	①食料品の物価高騰に対する支援	キャッシュレス決済ポイント還元事業（R8補正分）	①食料品価格等の物価高騰の影響により市内経済が大きな影響を受けているため、市内でキャッシュレス決済を利用した際のポイント還元を行うことで、消費者の負担軽減及び消費拡大による地域経済の活性化を図るとともに、キャッシュレス決済を推進することによるデジタル化を促進する。 ②ポイント付与額、利用料 ③・ポイント付与額：44,082,031円 ・プラットフォーム利用料：3,879,219円（ポイント付与額×8% 消費税込） 合計47,961,250円 ④キャッシュレス決済利用者	R8.4	R8.9